

第15回国選弁護シンポジウム

取調べ前に国選弁護人による接見を！

～逮捕段階の公的弁護制度，接見交通権最前線，そして取調べ立会いへの展望～

●2021年9月10日（金）午後1時～午後5時

●オンライン開催（広島国際会議場フェニックスホールから中継）

主催：日本弁護士連合会 共催：中国地方弁護士会連合会 広島弁護士会

【 進 行 次 第 】

総合司会：川島好勝（広島弁護士会）

※時間は目安です。

【開会挨拶】

13:00～13:09

池 上 忍（広島弁護士会会長）
荒 中（日本弁護士連合会会長）

【第1部】日弁連の刑事関係の取組に関する基調報告

13:10～13:20

報告者：久 保 豊 年（第15回国選弁護シンポジウム実行委員会事務局長）

【第2部】逮捕段階の公的弁護制度に関する検討状況（報告）

13:21～13:51

報告者：山 崎 俊 之（第15回国選弁護シンポジウム実行委員会副委員長）

資料1：逮捕段階の公的弁護制度に関する検討状況…………… p. 1

【第3部】

（1）接見交通権に関する基調報告

13:52～14:22

報告者：赤 松 範 夫（日弁連接見交通権確立実行委員会委員長）

資料2：接見交通権に関する基調報告…………… p. 1 3

— 休 憩 —

14:22～14:30

(2) パネルディスカッション

14:30～15:40

パネリスト：石 田 倫 識 (愛知学院大学法学部教授)

堀 田 尚 徳 (広島大学大学院人間社会科学研究科准教授)

半 田 望 (日弁連接見交通権確立実行委員会事務局長)

コーディネーター：犬 飼 俊 哉 (第15回国選弁護シンポジウム実行委員会副委員長)

— 休 憩 —

15:40～15:45

【第4部】

(1) 弁護人立会の意味 (報告)

15:45～16:00

報告者：後 藤 昭 (一橋大学・青山学院大学名誉教授)

資料3：弁護人立会の意味…………… p. 28

(2) 実践報告

16:01～16:11

報告者：亀 舍 大 悟 (広島弁護士会刑事弁護センター委員会委員長)

資料4：立会実践事例報告一覧…………… p. 43

(3) パネルディスカッション

16:12～16:52

パネリスト：川 上 有 (日弁連取調べ立会い実現委員会委員)

川 崎 拓 也 (日弁連取調べ立会い実現委員会委員)

コメント：後 藤 昭 (一橋大学・青山学院大学名誉教授)

【閉会挨拶】

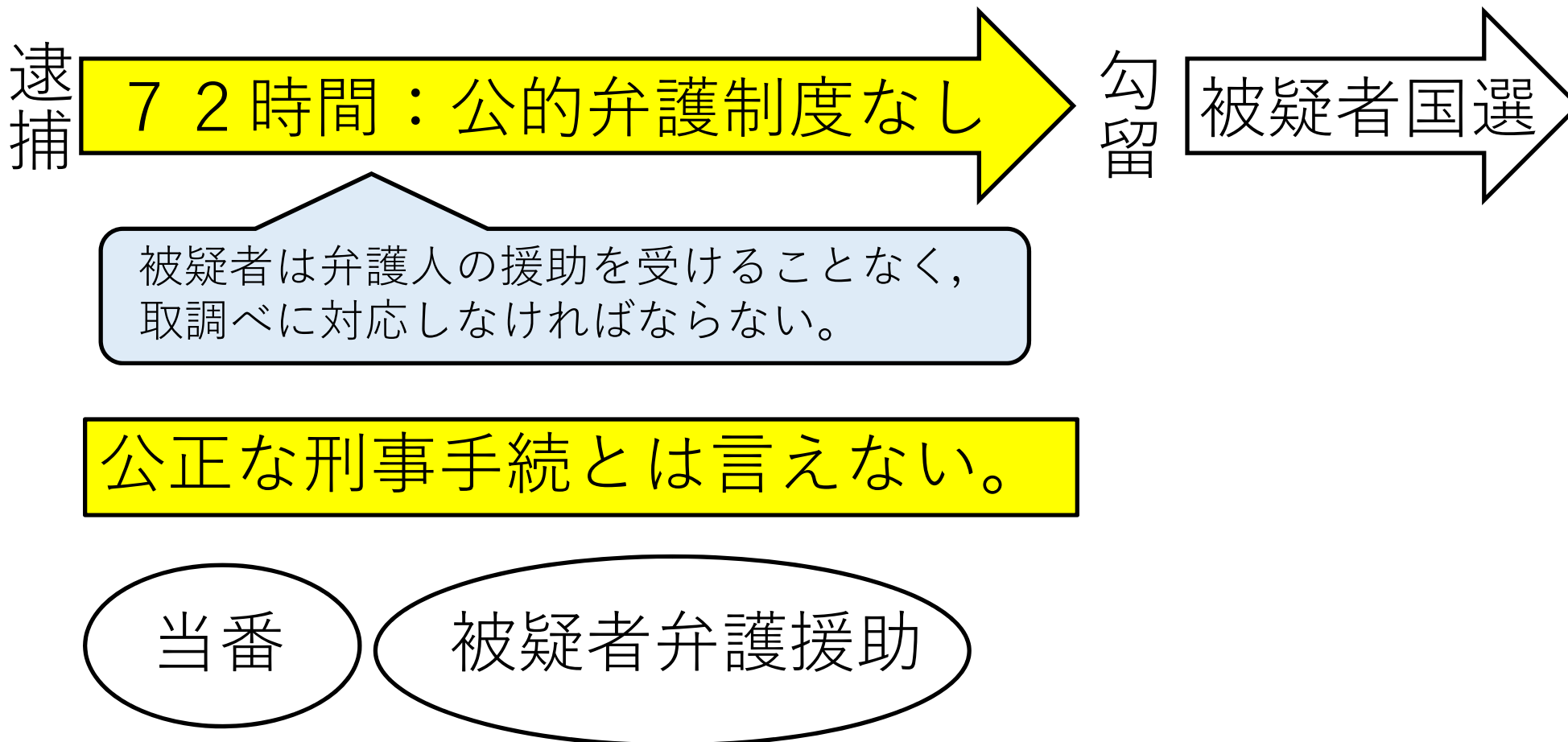
16:52～17:00

大 迫 唯 志 (第15回国選弁護シンポジウム実行委員会委員長)

逮捕段階の公的弁護制度 に関する検討状況

2021年9月10日 第15回国選弁護シンポジウム

逮捕段階の公的弁護制度の必要性と現状



逮捕段階の公的弁護制度実現に向けた障害

1 資力要件, 私選弁護人選任申出前置

資力50万円以上の被疑者は,一旦弁護士会に対し,私選弁護人選任の申出をしなければ国選弁護人が選任されない。
→迅速な選任が出来ない。

2 被疑者と裁判官との面接

国選弁護人選任意思確認及び選任要件の認定のために,被疑者と裁判官との面接が必要
→逮捕直後に被疑者を裁判官のもとに押送するのは困難

3 弁護士会の対応態勢

国選弁護人選任請求がされてから24時間以内接見や継続的弁護は困難

資力要件，私選弁護人選任申出前置をめぐる論点

公費支出の合理性
資力ある被疑者に国選
弁護人を付すべきでは
ない。

私選原則・国選補完

私選受任の機会減少

迅速な選任ができない。
事件終了後に費用負担
させればよい。

国が市民の身体を拘束
して取調べの対象とし
た以上，国が弁護人を
付けるべき。

ドイツの場合



2020.12
仮拘束後，裁判官のもとに引致されるま
での間にも国選の範囲を拡大

弁護人を通じて防御する権利，尋問前に
弁護人にアクセスする権利を重視

被疑者の請求，場合
によっては職権で国
選弁護人が任命され
る。（資力要件，私
選弁護人選任申出前
置なし。）

被疑者と裁判官との面接をめぐる論点

- 選任意思確認
 - 選任要件の認定
- のために、被疑者と裁判官との面接が必要

被告人のときは面接していない。

選任要件は資力申告書や不在通知、不受任通知といった書面で判断されている。

電話やビデオ通話機能を使った連絡をめぐる論点

秘密性の確保は？

弁護士本人確認は？

通話者交代防止は？

実際の接見が疎かになるのでは？

- 遠隔地での24時間以内接見や夜間逮捕の場合に早期に助言を行うことを可能とするために電話やビデオ通話機能を使った連絡は必要
- 感染症対策としても有効

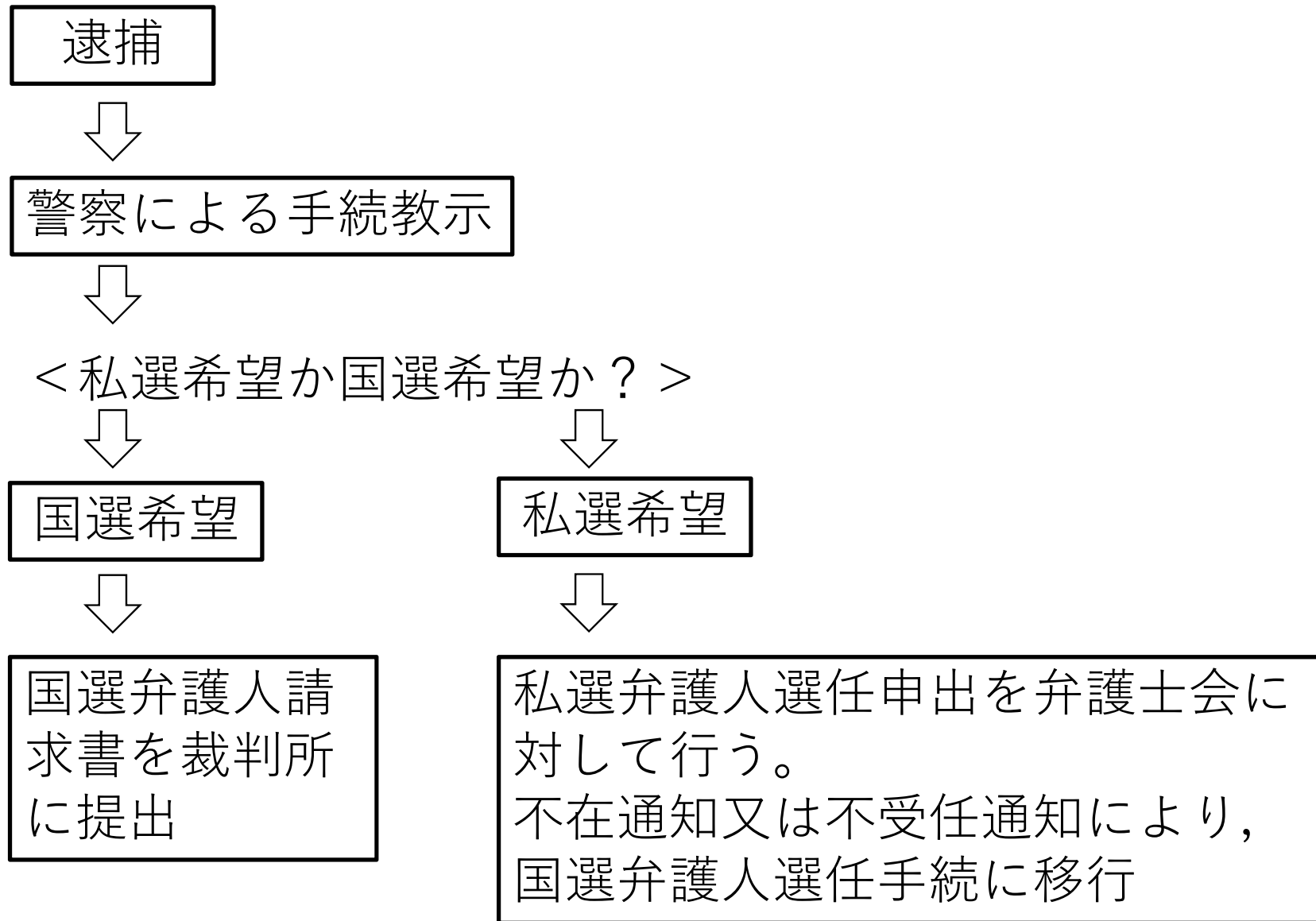
リレー方式をめぐる論点

支部では事件を引き継ぐ弁護士が不足しているため、リレー方式をもってしても、継続的弁護を可能とすることにはならない。

支部事件で、本庁の弁護士が遠隔地の警察署で初回接見した場合などに支部の弁護士に引き継ぐ必要がある。

検討中の国選弁護本部試案

- 1 資力要件不要, 私選弁護人選任申出前置廃止
- 2 被疑者と裁判官との面接不要
- 3 リレー方式の採用





裁判所から法テラスに国選弁護人の指名通知依頼
法テラスから国選弁護人候補者に指名打診
法テラスは受諾者を裁判所に報告
裁判所が国選弁護人を選任



初回接見



< 継続して弁護活動を行うのに困難な事情があるか? >



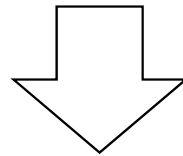
なし
弁護活動継続



あり
国選弁護人の交代を裁判官に上申

対応態勢確立に向けて

- 1 被疑者から国選弁護人請求があつてから、遅くとも24時間以内に接見することができるか？
- 2 継続的弁護活動ができるか？



推定事件数：108, 366件
について、24時間以内接見や継続的弁護が困難とされる地域では、これらを可能とする方策を具体的に検討する必要がある。

接見交通権に 関する基調報告

接見交通権確立実行委員会 委員長
赤松 範夫（兵庫県弁護士会）

接見交通権を巡る闘い（1）

- 昭和50年頃

公式発表では20～30%の事件で一般的指定がなされていた

- 最一判昭和53年7月10日（杉山判決，判時903-20）

⇒ 指定の要件として捜査機関の主張していた捜査全般的を排斥

「現に取調べ中、実況見分の立合わせ中など」の物理的限定説を採用

- この判決をもとに、現場での交渉や刑事手続を駆使

接見交通権を巡る闘い（2）

- 接見交通権実行委員会の設置（昭和58年）

接見委員会を司令塔として各地で接見指定に対する準抗告の運用や国賠訴訟の提起を積み重ねていく。

⇒ 昭和62年に「一般的指定」は廃止

⇒ その後も接見交通権をめぐる国賠訴訟は続き、平成20年に至って通達「接見に対する一層の配慮について」がなされた。

接見の自由・機会の確保（1）

- 接見室未設置の検察庁構内での接見
定者国賠（最判平成17年4月19日，判夕1180-163）
立会人付き，短時間の接見（面会接見）についての特別配慮義務を認めた。

接見の自由・機会の確保（2）

■ 裁判所構内での接見

① 小川国賠（東京地裁・和解）

「接見の申し入れがあった場合には、原則として速やかに接見が実現されるべきものと考え」

② 倉吉松本国賠（鳥取地判平成30年11月26日）

「接見室がない裁判所でも刑訴規則30条により無立会の接見が指定された場合、実施に配慮すべき」

接見の自由・機会の確保（3）

■ 児童自立支援施設での無立会接見

第一次井上国賠（平成27年東京高裁・和解）

児童自立支援施設に入所中の少年と付添人である弁護士が「立会人なく接見できることを確認」

■ 保護房収容中の被告人との接見

李国賠（最一判平成30年10月25日）

保護房収容中であっても「特段の事情のない限り弁護人からの面会申出の事実を告知し，面会を許さなければならない」

接見の自由・機会の確保（４）

■ 逮捕直後の接見

川目国賠（東京高判平成26年3月6日）

「弁解録取中の接見拒否は違法ではないが、実質的な取り調べに該当する」場合には弁解録取に先立ち接見の機会を与えるべき

■ 任意取調中の被疑者との接見

櫻井国賠（東京高判令和3年6月16日）

刑訴法30条を根拠に、身体拘束を受けていない場合であっても身体拘束中の被疑者と同等の権利を保障すべきとした。

接見の自由・機会の確保（5）

■ 確定死刑囚と再審弁護人との接見交通権

① 石口・武井国賠（最三判平成25年12月10日）

再審請求前であっても特段の事情のない限り秘密面会の利益がある。なお，再審申立後の接見については藤井・久保国賠第1審（広島地判平成25年1月30日）で肯定。

② 第二次石口・武井国賠（広島地判令和2年12月8日）

鑑定人候補者を伴っての接見についても立会人をつけることは違法

接見の秘密性や態様を巡る争い（1）

■ 接見内容の聴取，供述調書化，証拠請求

① 鹿児島接見国賠（鹿児島地判平成20年3月24日）

「捜査妨害等，接見交通権の保護に値しない特段の事情のない限り」接見内容の聴取は違法である。

② 第二次富永国賠控訴審（福岡高判平成23年7月1日）

「被疑者等と弁護人との自由な意思疎通に萎縮的效果を及ぼすことのないよう留意することが肝要」として，捜査機関に対し秘密交通権を侵害しないよう注意する義務を課した。

接見の秘密性や態様を巡る争い（2）

- 接見内容の聴取，供述調書化，証拠請求

- ③ 黒原・畝原国賠（宮崎地判平成29年1月20日）

被疑者と弁護人との接見内容が記載された電子メール内容を差押えたり，メールを示して事情聴取をした事例につき，萎縮的効果の点からも許されないとした。

接見の秘密性や態様を巡る争い（3）

■ 接見内容を記載したメモの押収等

① 宮下国賠（大阪高判平成28年4月22日）

弁護人が被告人に差し入れた尋問事項メモ等を搜索・差押えにより押収したことを違法とした

② 南川・岩永国賠（東京高判平成28年7月14日）

弁護人とのやりとりが記載されたノートや弁護人への手紙の草稿を任意提出させたことを違法とした

接見の秘密性や態様を巡る争い（4）

■ 被疑者ノートの秘匿性

近時、刑事施設職員が被疑者が保管する被疑者ノートの内容を確認し、被疑者に対して内容の削除を求める等の事例が頻発している。

古田国賠第1審判決（名古屋地判令和2年9月29日）では、被疑者ノートの内容の秘密性も認められるとした（現在控訴審係属中）が、同種事件についての今後の国賠訴訟の動向を注視すべきである。

接見等禁止決定と文書の授受

- 接見等禁止決定下において、本来自由であるべき弁護人への文書の宅下げが第三者宛の文書であるとの理由で拒否される例が多発
- 第二次大崎国賠（東京高判平成25年11月27日）では「接見の際にメモの宅下げを求められたのであるから（その形式にかかわらず）弁護人宛の書類とされるべき」としたが、形式的な名宛人が弁護人ではないという理由で宅下げ拒否を適法とする判決もある。

接見室内での電子機器の使用（1）

- 接見室内にパソコンやタブレットを持ち込み使用
⇒ 刑事施設側からの激しい攻撃を受けている。
- 後藤国賠（大阪高判平成17年1月25日）では「口頭での打ち合わせ及びこれに付随する証拠書類等の提示等を秘密裡に行う秘密接見交通権」として、ビデオテープおよび再生機器の持ち込みとその内容の秘密性の保障を認めた。

接見室内での電子機器の使用（2）

- 和歌山カレー事件接見国賠（大阪高判平成29年12月1日）
- 第三次足立国賠（広島高判平成31年3月28日）
 - ⇒ 口頭での打ち合わせのみならず、パソコンに保存された電子データの閲覧や音声データの再生を行いながらの打ち合わせも秘密交通権に含まれる
- 井上明彦国賠（広島高判令和3年1月20日）では、スマホをロッカーに入れないことを理由とした接見拒否について制服の合理性、必要性がないから違法とした。
- 他方、接見室内での写真撮影や地図アプリ（通信機能）の使用を理由とした接見制限は適法とする判決が続いており、現下の接見交通権を巡る争いの焦点である。
- まとめ
 - 一律禁止から、データの提示は接見、制限の合理性、必要性が必要へと

弁護士立会の意味

2021年9月10日 日弁連国選弁護シンポジウムin広島
後藤昭 (一橋大学・青山学院大学名誉教授)

1

被疑者取調べへの弁護人立会い

話題

- 1) 私自身のこの問題への関わり
- 2) 弁護人立会権の法的根拠
- 3) 法律家でない人々にも分かりやすい根拠
- 4) どう実現するか

2

この問題に関わった経験

1) 検察の在り方検討会議

2010年-11年

発端：村木厚子氏に対する虚偽公文書作成被告事件の過程で
の検察官による証拠改竄事件

取調べ適正化に関する論点：可視化＝録音・録画と弁護士立会
い。とくに、石田省三郎委員と後藤が主張。←捜査機関
からの消極論。

結果：録音・録画については一定の提案。弁護士立会いについ
ては、次の刑事手続全体の議論に先送り。

3

この問題に関わった経験

2) 法制審議会 新時代の刑事司法特別部会

2011年-14年

発端：在り方会議の提言を受けた法務大臣諮問＝「取調べと供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し」

取調べ適正化に関する論点：録音・録画と弁護士立会い。とくに、弁護士委員・幹事、村木厚子・周防正行など有識者委員と後藤が主張。←立会いに対しては強い反対。

結果：録音・録画については一定の改正要綱答申。弁護士立会いについては、次の議論の機会に先送り。

この問題に関わった経験

3) 法務・検察行政刷新会議

2020年

発端：黒川弘務（当時）東京高検検事長の賭けマージャン辞職
とC.ゴーン被告逃亡後の海外からの批判的反応

取調べ適正化に関する論点：弁護士立会い。とくに、篠塚力委員、
紀藤正樹副座長、後藤が主張。←刑事手続について
議論すること自体に対する強い反対。

法務省刑事局は、担当捜査官の裁量による立会いは可能
と確認。

結果：弁護士立会いについては、次の機会での検討を求めた。

5

この問題に関わった経験

4) 議論に参加した経験から
結果は、3回の先送り。

- 法律家どうしの議論では対立が解けない。法律家でない人々の考え方が重要。
- 試しに行う経験が重要。録音・録画も始める前には強い抵抗があった。観念的な議論から経験に基づく議論へ。

弁護人立会権の法的根拠

1) 日本国憲法

34条 (身体拘束される者の弁護人依頼権)

38条1項 (黙秘権)

参照、安部祥太『被疑者取調べの憲法的規制』(2019年)など。

弁護士立会権の法的根拠

2) 国際自由権規約

14条3項 (b)、(d) 弁護士依頼権保障の解釈。

←国内法として自動執行性があるはず。

参照、国連人権理事会恣意的拘禁作業部会意見書(2020年11月)など。

弁護人立会権の法的根拠

3) 在宅被疑者の場合

取調べ受忍義務はない。

→取調べに応じる条件として弁護人立会いを求めることができる。

←憲法などから立会権が導けるか否かとは独立した根拠。

法律家でない人々にも分かりやすい根拠

1) 被疑者の心理への想像力

被疑者の心細さ。とくに、身体拘束された場合の孤立感。

→言いたいことも十分に言えない。黙秘も貫けない。

←弁護人が傍らにることによって、心強くなる。取調官の言動も抑制される。←録音・録画では得られない効果。

参照、検察の在り方検討会議での小堀恒隆氏、村木厚子氏陳述。

立会い事例報告資料

→被疑者の心細さに付け込んで捜査官が狙う供述を得るようなやり方で良いのか？

10

法律家でない人々にも分かりやすい根拠

2) 国際比較

アメリカ合衆国：1966年のミランダ判決で実現。

欧州：EU指令 DIRECTIVE 2013/48/EUで要求。

台湾：1982年法改正で導入。

韓国：2007年刑訴改正で確認。

→ 弁護士立会権は、刑事手続の国際標準。

極東で弁護士立会がないのは、中国、北朝鮮と日本。

← 国際社会で日本が目指す地位にふさわしいか？

11

法律家でない人々にも分かりやすい根拠

3) 反対論について

最大の理由は、「被疑者の供述が得にくくなり、真相解明が害される。」

← 弁護人がいたら得にくくなる供述 = 自白を得ることを取調べの目的と考える、古い取調べ観。

← 諸外国は、そのようなやり方こそ危険だと考えている。

← 実務上、被疑者が弁護人立会いがあれば供述するといっても、弁護人を立ち会わせないのは、真相解明目的に反している。

どうやって実現するか

1) 立法化

まだ、時間がかかる。

2) 弁護士会と法務省(検察庁)との試行協議

法務省は、まだその気でない。

3) 経験蓄積

弁護士立会い事例の経験を増やす。

→経験に基づいた議論が可能になる。

立会いの要求が増えることで、捜査機関側も現実的な問題として意識する。

どうやって実現するか

4) 判例による法形成

接見国賠の経験

日本の裁判所に、初めからミランダ判決を期待するのは困難。

→まずは、在宅被疑者が弁護人立会いを求める選択権を確認する。

←ただし、名古屋地判令3・1・28LEX/DB25568927は在宅被疑者が弁護人立会いを求めて一緒に出頭していた事例で、逮捕に違法はないとした。

在宅被疑者が弁護人立会いを求める選択権があることを確認すれば、逮捕・勾留によって選択権がなくなることの不合理性が明らかとなる。

刑事手続の中で自白の任意性を争う途も。

14

どうやって実現するか

実際に、一部では立会いが実現している。

→まずは、立会いの実例と経験が増えることに期待。

15

立会い実践事例報告一覧

在宅・拘束	弁護士会	弁護人名	年月日	取調べ機関	被疑罪名	被疑事実	黙秘・供述の別	交渉の概略	立会い時間	弁護活動	処分結果	感想	その他
	京都	三重利典	1990年以前		指紋押捺拒否?					取調室のドアを開け、その前に座り、被疑者とやりとりしながら立ち会った。			
在宅	東京(当時)	秀嶋ゆかり	1991年	千葉県警	名誉棄損	セクシュアルハラスメントに関する和解内容を派遣先組合を通じて流布した。	供述	同席する旨連絡し、警察に同行。	2時間程度	立会+警察官及び被疑者とのやり取り。	不起訴	事案とは関係のない、被疑者の交際経験等を詳細に聞こうとしていたことに対し、事案にしばるよう要請するなどのやり取りを行った。また、流布したのは、被疑者ではなく、派遣先の組合員であり、被疑者は関わっていないこと等について資料に基づき説明する等のやり取りとなった。	相手の被害届自体が誣告(虚偽告訴)であるとして、こちらも告訴状を提出していた事案であり、裁判所で和解し、いずれも結果として不起訴となった。
在宅	東京(当時)	秀嶋ゆかり	1991年頃	神奈川県警	暴行	交際相手(男性)に対する暴行行為。	供述	同席する旨連絡し、警察に同行。	1~2時間程度	立会+警察官及び被疑者とのやり取り。	不起訴	DV事案として、双方が被害届を提出していた事案であり、こちらが被害者であることについて、事実関係及び裏付け資料を持参し、事情聴取に同席し、説明を補充した。警察官は、事前連絡していたことで、すんなり対応してくれていた。	双方が不送致となったと記憶している。
	兵庫県		2005年頃	兵庫県警	詐欺	補助金の詐欺。	供述	被疑者が重度の鬱病及び統合失調症に罹患していたこともあって取調べが全く進まなかったため、警察官から弁護人に打診があった。				弁護人が立ち会うことで取調べは終了スムーズに進んでいた。	
在宅	大阪	小坂井久	2005年頃		詐欺							喫茶店での取調べに立ち会った。黙秘権告知があった。立ち会った旨の署名押印をしない。	
在宅(釈放後)	滋賀	玉木昌美	2006年8月頃		業務上過失傷害、道路交通法違反	巻き込みと疑われる交通事故。	供述	被疑者に自白を迫り続けたことに対して抗議を行った上で立会いを申し入れたためか、立会いの申し入れに対して、担当取調官からの抵抗は特になかった。			起訴(業過罰金10万円、道交法違反無罪)	取調べは、これまでの被疑者の主張内容を確認するだけで、弁護人として対処すべき事象は起きることなく、短時間で終了した。	勾留取消で釈放された後、担当取調官が変わるだけで、弁護人として対処すべき事象は起きなかったものの、取調べは続き、取調官は被疑者に対し、繰り返し自白を迫っていた後の立会い。
在宅	愛知県	金岡繁裕	2009年頃合計2回	愛知県警	道交法違反(飲酒運転補助)	タクシー会社役員が、タクシー運転手の飲酒運転が常態化していたのを黙認し、補助したとされたもの。当時、この種の摘発が流行していた。	1回目供述、2回目黙秘	双方合わせ数回程度交渉した。	1回目2時間以上、2回目30分程度	口を挟まない条件で立会いを認めるとされたが、口を挟み続け、取調官が声を大きくしたときには休憩を取り、依頼者の立ち直りを援助。調書を呈示されたが、内容を大幅に否定。取調べの打ち切りを宣言し、次回を調整した。2回目は、話にならないと判断したので、黙秘に徹し、調書の署名押印も拒否し、30分程度で退出した。	不送致	被疑者曰く、「今日は警察官は静かでしたね」と。そのことが一番、印象に残っている。立会いが初めての弁護人からすれば、狭い部屋(4畳半もない)に体格の良い警官2名が入口を塞ぎ、パイプ椅子に座らされ、背後は鉄格子。そこで大声を張り上げて「前回と言っていることが違うでしょ」「お巡りさんが聞いてくれないかっ・・・」「ちがうでしょー!!」などと怒鳴られて率直に、しんどかった。それが「静か」だとすると、いつもはどんななんだ・・・というのが原体験となっている。	立ち会わなければ虚偽自白調書に署名していたと思われる。その場合、タクシー会社はつぶれたかとも思うと、立会の威力は凄まじい。
在宅	兵庫県		2010年4月		業務上過失致死		供述	指定弁護士から主任弁護人に立会いを提案した。		立会い弁護人の発問は許可しないが、被告人が相談したい場合は中断する、という条件。途中、被告人が弁護人と相談したいとの要望を出したため、別室で相談した時間もあった。調書原稿を作成して、別室で弁護人と被告人にチェックをした後、調書を完成させ、被告人と弁護人が署名押印した。		検察審査会法による強制起訴事件。当初取調べの全過程を録画するために準備をしていたが、被告人の希望で中止となった。その後、立会いが提案されたもの。	

【第4部】実践報告

報告者: 亀舎大悟(広島弁護士会刑事弁護センター委員会委員長)

2021年(令和3年)9月10日

第15回国選弁護シンポジウム配布資料

	在宅・拘束	弁護士会	弁護人名	年月日	取調べ機関	被疑罪名	被疑事実	黙秘・供述の別	交渉の概略	立会い時間	弁護活動	処分結果	感想	その他
9	在宅(釈放後)	宮崎県		2011年12月		児童買春・児童ポルノ禁止法違反						不起訴		勾留に対する準抗告による釈放後の取調べが非常に強引。苦情申し入れの際に「立会いなくして応じない」旨記載した。
10	在宅(釈放後)	千葉県		2012年8月	検察庁	道交法違反(救護・報告義務違反)	普通貨物自動車運転中に自転車と接触し、加療約1週間の傷害を負わせ、その場を走り去った。	供述	口頭(電話)で申し入れ。	1時間30分程度	検察官と本人とのやり取りに複数回参加。ほとんど、検察官の質問の意味を解説する、といったもの(回答の練習自体は、本人と事前に行っていた)。被疑者が高齢者であり、途中で休憩を入れても良かった。	不起訴	本人からは、立会ったことに大いに感謝された。また、立会ったことにより、検察官が何に關心を持っているかも直接把握することができた。他にも準立会は何件かあるが、立ち会うことができれば、捜査弁護にも相当役に立つと思う。	当初勾留されていたが準抗告認容により釈放。
11	在宅	京都		2012年頃		窃盗	郵便局内での置き引き。	供述	自白の強要に対して抗議文送付し、併せて立会いを申し入れた。さらに取調べに同行し再度口頭で申し入れた。交渉の結果、取調室のドアを開けて、ドアの外で取調べを聞いているのであれば構わないということになった。			不送致	本件は弁護人から抗議の内容証明を送付した時点で捜査機関のやる気が削がれていた様子であり、警察としても否認調書を取って終わらせたい雰囲気であった。弁護人から立会いを要求した際にも、あまり強く立会いを拒否せず、「できれば立会いはやめてほしい」という弱腰な様子であった。	
12	在宅	京都	堀悠子	2013年	京都府警	迷惑行為防止条例違反	電車内での痴漢。	供述	少年警察活動規則20条違反の苦情申立をおこなったところ立会いが認められた。	2時間30分程度	父と付添人2人が立ち会った。調書は、少年の供述内容との違いが大きく、訂正をさせた。		立会人を意識して、丁寧に、比較的オープンな質問を心掛けていた様子。当初は黙秘権告知がなかった。一文で複数の事実についての質問をしたり、誘導をしたりが多数あり。立会人がいないとどんな質問状況か分からないといった印象。	14歳未満の触法少年。
13	在宅	広島	成田学	2014年11月~2015年6月に合計9回	広島県警	宅建業法違反	法人が無免許で不動産業を営んだ。	供述	立会いたいという希望を伝えたところ、翌々日には応諾する旨回答があった。	1回あたり2時間~3時間30分位	被疑者の真横に座り、被疑者の質問に回答・アドバイスをしたり、聴取官に質問の意味を確認したりするなどした。	不起訴	すんなりと立会いが認められ、拍子抜けの印象だった。弁護士が真横にいる、というだけで、被疑者の安心感は大きかったと思う。	取り調べ中、弁護人や被疑者が携帯電話に出ることも、トイレ休憩を取ることも自由だった。
14	在宅	愛知県	古田 宜行	2015年6月合計2回	愛知県警	自動車運転過失致傷	車を運転して信号で止まったら、突然前車から人が降りて来て、『さっきぶつかったら』と言ってきた。	供述	「立会いを希望する。」という手紙を送り、断られたので、「立会いでなければ断る。」と応答したところ、立会いが認められた。	1回あたり5時間程度	依頼者の供述があいまいな部分では誘導をしていこうとするので、その都度制止した。		1時間に1度、求めたとおりに休憩させてもらった。調書については、被疑者の署名押印について拒否した。その際、警察官が「内容に間違いはないと述べたものの署名押印は拒否した」と記載したので、「間違いはないなどと述べていない。」として、「内容に間違いはないと述べたもの」を削除させた。	1時間に1度、求めたとおりに休憩させてもらった。調書については、被疑者の署名押印について拒否した。その際、警察官が「内容に間違いはないと述べたものの署名押印は拒否した」と記載したので、「間違いはないなどと述べていない。」として、「内容に間違いはないと述べたもの」を削除させた。
15	在宅	広島	近藤剛史	2016年11月	広島県警	傷害	深夜のバーで、店員(被疑者)と客が2人でけんかをしたという双方傷害事案。	供述	口頭で立会の申し入れ。	2時間程度	立会中、被疑者の供述を確認し、随時補足の質問をするなどして不明確な部分を明確化させた。	不起訴	本件は双方傷害であり、先に当方から被害届を出していた事件であるから、被害者の立場での供述調書が先に作成されていたことから、被疑者としても同内容の供述をしたものである。単純な単独被疑者であれば黙秘の選択肢もあったと思われる。また、被疑者が外国人であり、日常会話に不便はないものの、難しい言葉が分からないことから、特に立会いの必要性があることを説明した。警察側もさほどの抵抗はなかった。	取調室に弁護人立会い用の椅子を用意してもらった。ノートパソコンでメモを取りながら立会った。
16	在宅	大阪(当時)	市川耕士	2016年		出資法違反	会社ぐるみで元本保証をうたう。	供述	被疑者の精神状態が悪化していたので、被疑者及び弁護人から立会い申し入れ。		主観的事実につき慎重な供述が求められる事案だったが、供述調書にリアルタイムであれこれと指摘できた。		被疑者曰く「立会いが無い時と比べて、捜査官の態度が相当軟化していた」とのことであった。	
17	在宅	大阪	城水信成	2017年10月		準強姦		供述	立会いを申し出たときは、刑事も驚いた様子を見せた。そこで、「あー、別に座ってるだけで大丈夫ですよ。邪魔しないし座ってるだけです」と柔らかな感じで伝えたらすんなり認められた。		当時合コンに出席していた他の女性の聴取結果などをざっくり聞き出すことができた。		被疑者の取調べに先行して行われた犯行現場の実況見分に立ち会った。その際に行われた男性幹事の参考人聴取に同席した。後日行われた参考人の調書作成にも立会った。	

【第4部】実践報告

報告者: 亀舎大悟(広島弁護士会刑事弁護センター委員会委員長)

2021年(令和3年)9月10日

第15回国選弁護シンポジウム配布資料

	在宅・拘束	弁護士会	弁護人名	年月日	取調べ機関	被疑罪名	被疑事実	黙秘・供述の別	交渉の概略	立会い時間	弁護活動	処分結果	感想	その他
18	在宅	札幌	渡邊恵介	2018年2月	北海道警	窃盗未遂	酒に酔って、自動車を窃取しようとした。自動車内のものを破損させた。	供述	取調室外で待機する、いわゆる準立会いを求めた。被疑者とともに警察署に赴いたところ、警察官の方から、取調室に入ってよい旨告げてきた。取調官は、「立会わないとどうせ話さないでしょ。」と述べていた。	2時間程度	ホテルなどでの打合せ、日本の刑事手続の説明、立ち会い。	不送致	否認事件であり、観光で米国から訪れていたが、出国の予定も迫っていた。立会い後の取り調べは紳士的。無理な誘導などはなかった。取調官は、「立会わないとどうせ話さないでしょ。」と述べており、立会いなければ供述しないという強い権利意識を持つことで捜査側の意識も変わるのだと感じた。弁護人として、いわゆる準立会いでよいと弱気な考えでいたことは反省点である。	外国人事件。被疑者に資力、信用ともあったこと、被疑者に黙秘権や弁護人立会権などへの権利意識があったことなども、身体拘束への回避でき、立会いが認められた背景にあると思われる。否認していたものの、早期解決を希望していたため、被害者と示談し、被害届を取り下げの合意書を締結した。警察もできれば早期に被害弁償をして欲しいというニュアンスであった。
19	在宅	大阪	鈴木一郎	2018年2月		地方税法違反(不正軽油)		供述	決まっていた取調べ日にいきなり同席して、取調べへの立会いを求めた。当初は立会いは認めないと言っていたが、横にいるだけでしょ？と言ったら立会いを認めた。		調査自体はあらかじめ作ってきており、一部、不明なところを聴取するだけで調書が作成された。調書の署名前に内容を修正させた。	不起訴	調書の署名前に内容をきちんと確認して、間違いないか、削除・加筆・訂正してもらうところはないかを本人に再度確認できたのがよい。	
20	在宅	金沢	中澤聡	2018年7月	石川県警	石川県迷惑行為等防止条例被疑事件	路上にカメラを設置して盗撮。	供述	出頭した際に直接口頭で申し入れた。	1時間ほど	立会って調書の内容を一緒に読んで確認した。ほかには、示談交渉、環境調整等。	起訴猶予	初回の取調べでは立会いに成功したが、その後、被疑者の罪証隠滅行為が発覚し、立会わせてもらえなかった。	罪証隠滅行為がなければ、その後の取調べも立会えたのではないかなと思う。
21	在宅(釈放後)	愛知県	金岡繁裕	2019年頃	愛知県警	器物損壊	投資詐欺で300万円以上を騙し取られた「被害者」が、返金に応じようしない詐欺加害者宅に押しかけ、マンション入り口のセキュリティを破壊した上、扉をぼこぼこに壊す等したものの。	供述	被疑者は詐欺被害者の立場があり、示談合意、被害届取り下げを経たため、事件は解決していたが、警察が「終わりにする上で締め調書がほしい」というので、将来的に自己破産手続も控えていたことを踏まえ、免責獲得の資料とするため反省する旨の調書作成狙いで申し入れたら、認められた。	30分程度	用意されていた反省する旨の調書を、半分くらい書き換えさせ、署名。なお、免責を眺み、写真撮影した。	不送致	被疑者は勝ち気な性格で、受任当時の勾留段階でも(その後に準抗告で釈放)署名押印を拒否できていたが、左記方針に沿い、反省を意を示すために活動した。	
22	在宅	広島	近藤剛史	2020年1月から複数回	広島県警	窃盗ほか	被疑者は少年であるところ、共犯少年6名と遊ぶために原付を窃取した等。	供述	口頭で立会の申入れ。	合計20時間程度	共犯少年6人の供述が錯綜しており、少年の立場等について積極的に説明をさせた。少年がしばしば取調官の質問の意味を取り違え、又は混乱した受け答えが見られたことから、随時口を挟んで訂正した。当初、少年は一人で取調べに応じており、その際取調官から「言うことがコロコロ変わる」などの評価を受けていた。上記のとおり、少年特有の言い間違いや混乱によるものと思われるため、これを補正するとともに、取調官の誘導等の生じないように立会いをした。	家裁送致	警察からはノートパソコンの電源貸与等も受けられ、かなり協力的であった。	
23	在宅	大阪	北野隆志	2020年9月	京都府警	道路交通法違反	自動車運転中に人と接触したが、そのまま逃げたこととされる在宅否認事件。	供述	書面及び口頭で立会の申入れ。	9時間程度(実況見分立会いを含む)	立会い中、質問内容や供述内容についての被疑者への助言及び供述調書の内容確認、修正申入れ。		取調官が供述を無理に迫ることや誘導する場面はなかった。休憩等も取調官の方から1時間ごとに提案があり負担が少ない状態で取調べを受けることができた。弁護人が立ち会うことが取調べの適正化に繋がると感じた。	捜査機関から証拠を見せてもらい、供述方針を決定した。
24	在宅	広島	足立修一	2020年12月に2回	広島県警	詐欺	給付金詐欺事案。事業者でないのに事業者であり収入が減少したとして虚偽の事実に基づき給付金請求をした。	供述	初回の呼び出しの際に同行し、事前に立ち会いを伝えていなかったが、その場で口頭で申し入れたところ、一旦協議に行くとのことであったが、あっさり立会いが認められた。	約3~4時間	立会い、被疑者の回答が不明瞭な場合の補充など。	起訴猶予と思われる	取調べに先立ち、自首に同行しており、また、被疑者への呼び出しについては、弁護人を通すことを申し入れていた。	取調べの対象者が多数であり、すべてを起訴するのは、大変と考えていたように感じた。
25	在宅	札幌	川上有	2021年1月	北海道警	わいせつ物頒布(電磁的記録)	自己のツイッターにわいせつ写真を添付して掲載した。	供述	口頭申入れ。	30分	立会いのみ。	立件せず(触法少年)	14歳未満の少年の事件であったことから警察も当初から協力的。立会い前の取り調べに比べ、はるかに優しくなったとのこと	事前に弁護人が異議を出すことがある旨は伝えてあったが、不当な取り調べはなかった。
26	在宅	千葉県	山口亮輔	2021年2月	神奈川県警	詐欺	被疑者が知人の紹介者2人に指示されて銀行口座情報、申請書類に署名押印して紹介者に渡し、特種化給付金100万円を不正に騙し取ったとされるもの。	黙秘	申入書を提出することなく、被疑者とともに来署して立会いを申し入れた。特に異議を出されることなく立会いが実現した。	5分程度	取調べ冒頭で黙秘する旨伝えしたため、更なる質問をした際にも黙秘を維持することができた。	不起訴処分(起訴猶予)	被疑者は知的障害の可能性があり、以前の聴取時に取調官の誘導を受けたと両親が不安視していたところ、取調べの立会いによってこれらが払しょくできたことに安心していた。	客観的には受給要件なく受給した事実と争いなく、担当検察官に対して、返金を誓約する旨の上申書を提出した。年齢切迫少年とはいえ、被疑者が未成年者であったことが考慮されたものとする。

【第4部】実践報告

報告者: 亀舎大悟(広島弁護士会刑事弁護センター委員会委員長)

2021年(令和3年)9月10日
第15回国選弁護シンポジウム配布資料

	在宅・拘束	弁護士会	弁護人名	年月日	取調べ機関	被疑罪名	被疑事実	黙秘・供述の別	交渉の概略	立会い時間	弁護活動	処分結果	感想	その他
27	在宅	札幌	川上有	2021年6月	厚生局麻薬取締部	大麻取締法違反	知人(逮捕勾留済み)から大麻を譲り受けて使用した。	黙秘	口頭+取調べの立会い申入書交付、取調べ日程調整申入書FAX。	10分	立会い、発問・黙秘通告・今後の打ち合わせ。	不送致	事前に立ち会い、黙秘について伝えてあったことから、いたって紳士的。立会い前の取調べと比べはるかに柔和であったとのこと。	取調べ自体あきらめが早い印象。検察と協議の上、不送致。
28	在宅	高知	稲田知江子	2021年6月	高知県警	窃盗	14歳未満の少年による窃盗容疑。	供述	以前担当警察官は、机を叩いたり乱暴な物言、誘導尋問をするなど問題が多い取調べをしていた。少年はASD、ADHDの診断も受けていたが、特性に配慮した取調べもなされていなかった。そこで、上記に抗議する文書を出すと共に、少年警察活動規則20条4項に基づき、調査への立会いを求めた。	2時間45分	取調べに立会い、監視するとともに、不適切な質問があった場合には異議を述べ、質問を止めたり変えさせた。「ということは(証言者)が嘘をついていることになるのかな?」等、追い詰めるような無意味な質問や、一問一答でなく複数の質問をたたみかけるように聞くなどについて、異議を述べた。	調査としては終了、家裁送致等はされず。	上記のとおり、一方的に追い詰めるような質問や、たたみかけるような質問について、その場で異議を述べ、撤回させることは重要であると感じた。本件少年自身はそれほど休憩を求めなかったが、少年の疲れ等にもこちらが配慮して休みを入れさせたりすることもできた。	
29	在宅	愛知県	進藤一樹	2021年8月	愛知県警	器物損壊	精神科病院に(任意)入院中の被疑者が、同院内の共有スペースの水道蛇口を損壊した。	供述	担当警察官との間で、取調べ日時の調整含め、事前に口頭でやりとりをした。準立会のつもりだったが、立会いが認められた。	1時間20分	立会い、示された物や再現状況の確認。		当初、立会いではなく準立会のつもりであったため、予期せぬ立会いの実現となった。調査の内容が、いわゆる乙1号証の内容(これまでの生活歴等)であったため、こちらから発問をしたり質問をする必要はさほど感じなかったが、それを越えた場合、しかるべき発問や質問をすべきである。なお、被疑者としては、弁護士や主治医が立ち会ったことについては、「どっちでもいいですよ」との感想であった。	入院中の精神科病院会議室において、警察官2名による取調べ。立会人は、私(他)、主治医、看護師、ケースワーカーの計4名。当初、私は準立会のつもりでいたが、警察官から「主治医は・・・まあいても別に構わないですよ」との話の流れになったので、「では私も残っていいですよ」と申し出をして、なし崩し的に取調べ立会いが実現した。
30	在宅(釈放後)	神奈川県		2021年	神奈川県警	大麻取締法違反	大麻を所持した。	供述	取調べの際に、事前連絡なく同行した。	1時間程度	取調べ中、被疑者が言っていることと、取調べ官の調査の内容が違っていたので、ニュアンスが違うと言った。被疑者がニュアンスが違うと言っていると、「違法のやつもっていたんだろ!」などと大声で外から言ってきたので、自分が加勢して変更させた。押印前の調書も、弁護士が手に取って、全部読んだ。押印した。プリントアウトして読み聞かして、また違うところを指摘して、変更させた。	起訴	口を出していたら、外にいた主任警察官が大声で怒鳴ってきた。「違法なもの分かってもってたんだろう! わかってただろう!」、「たけいもん(高い物)、違法だと分かっているだろ!」とか、ずっと大声で怒鳴り続けた。あんな大きい声で怒鳴られ続けたら、被疑者一人だと認めてしまう気持ちになると思った。	勾留に対する準抗告が認められて釈放された後の取調べ事案。弁護士の身分証をコピーしたいと言われた。身分証そのもののコピーは断り、身分証を見せて、検察庁に出した弁護士選任届を出した。弁護士は立会いの確認署名等はしなかった。